

従来制度の概要と申請資格

	制度概要	申請資格（以下のいずれかに該当する者）	
入学料免除	○全額・半額を免除（原則、半額免除） ○不許可または半額免除の場合は結果通知日から起算して20日以内に納付。期限を超えた場合は延滞料（年3%）を付加。	学部生	・特別な事情（※）
		大学院生	・経済的理由かつ学業優秀 ・特別な事情（※）
入学料徴収猶予	○入学料の納付期限を延期 ・4月入学者は9月末まで ・10月入学者は2月末まで ○入学料の免除も希望する場合は免除の申請も必要。 ○不許可の場合は結果通知日から起算して20日以内に納付。納付期限を超過した場合は延滞料（年3%）を付加。	学部生 大学院生	・経済的理由かつ学業優秀 ・特別な事情（※）
授業料免除	全額・半額・1/4の額を免除		

※「特別な事情」とは、6か月以内（新入生は入学前1年以内）において、学資負担者の死亡や風水害等に被災した世帯の学生。

・東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨の被災者は、上記の申請資格によらず、入学料免除及び授業料免除の申請が可能です。

【 入学料免除・徴収猶予、授業料免除の対象外となるケース 】

以下のいずれかに該当する場合、入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請はできません。

- ・入学料（授業料）を納付している場合
- ・会社や官公庁・学校等に在職中の社会人学生で、勤務先等から入学料（授業料）として補助金等が支給されている場合
- ・奨学金を受給している学生や政府派遣留学生で、入学料（授業料）として奨学金・補助金等が支給されている場合
- ・奨学金を受給している学生で、奨学団体等が大学の入学料（授業料）免除との併用を認めていない場合

※ 申請資格の詳細については「入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり」をご確認ください。